

## 会議報告



国際会計士倫理基準審議会  
ボードメンバー

かとう あつし

加藤 厚

## 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) ニューヨーク 会議報告

### ～ パートナー・ローテーション制度の改訂内容を暫定決定 他 ～

2016年6月27日～29日の間、国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) の会議が、国際会計士連盟 (International Federation of Accountants: IFAC) のニューヨーク本部にて開催された。IESBAは、パブリック・ボードメンバー5名、監査実務ボードメンバー9名、非監査実務ボードメンバー4名の、合計18名のボードメンバーで構成されている。議長は、パブリック・ボードメンバーのStavros Thomadakis氏である。

各ボードメンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のボードメンバーは参加させている。そのほか、公式オブザーバー2名 (日本の金融庁及び欧州委員会 (EC) からそれぞれ1名)、IESBAの諮問助言グループ (Consultative Advisory Group: CAG) の議長及び公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board: PIOB) のメンバー1名、並びにIESBAスタッフや一般の傍聴者も数名参加している。今回のニューヨーク会議は、ボードメンバー16名を含む総勢30名を超す参加者があった。日本からは、パブリック・ボードメンバーの筆者と、筆者のテクニカル・アドバイザーの矢定俊博会員が参加した。

以下、今回の会議の概要を、進捗度合及び日本への影響度が高いと思われるテーマから順に報告する (注: IESBAが策定しているCode of Ethics for Professional Accountantsは、本稿においては、倫理規程という。また、特に断り書きがない限り、専門用語や参照セクション・パラグラフ等はこの倫理規程のものであって、日本の倫理規則等のものではない。)



## 1 2016年3月マドリード会議 議事録の承認とイントロダクション

前回国議(2016年3月マドリード)以降のIESBAの活動等について報告があった。そして、前回国議の議事録については、審議を踏まえ、一部修正することを前提に承認された(前回国議の報告については、本誌2016年6月号の本会議報告を参照のこと)。

## 2 上級職員の監査関与先への長期的関与(パートナー・ローテーションを含む)(Long Association of Senior Personnel (Including Partner Rotation) with an Audit Client)

IESBAは、倫理規程の現行セクション290「監査業務及びレビュー業務における独立性」及び同291「その他の保証業務における独立性」を改訂する公開草案「監査又は保証業務における担当者の関与先との長期的関与に係る倫理規程の一部変更案」を、2014年8月14日に公表した(本公開草案の内容の概要については、本誌2014年9月号の本会議報告を参照のこと)。

この公開草案に寄せられたコメントの分析及び審議を行った結果、IESBAは3つの項目について公開草案と大きく異なる暫定決定を行った。そこで、これら3つの項目だけに限定して2016年2月4日に再公開草案(コメント締切日:2016年5月9日)を公表した。再公開草案の概要については、本誌2016年2月号の本会議報告を参照のこと。

### (1) 再公開草案に寄せられたコメント

再公開草案に対しては、IFAC加盟団

体(日本公認会計士協会(JICPA)を含む。)18通、会計事務所等9通、規制当局等4通など合計で35通のコメントが寄せられた。なお、最も厳しいコメントを寄せることが予想される証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)は、今回の会議時点ではまだコメントを送ってきていなかった。

3つの項目のうち、特定の国や地域が独自に採用している制度に特別の配慮をする改訂案に対してはほとんどのコメントが賛成しているが、他の2項目については多くのコメントが懸念を示したり異なった考え方を提案している。これらのコメントを慎重に分析、検討した上でタスクフォースから新たな案が提示され、今回の会議において審議した結果、次頁の表1のように暫定決定された。これから寄せられることが予定されているIOSCOからのコメントの審議も踏まえて、2016年の9月の会議において最終決定する予定である。

### (2) 再公開草案の変更内容と当初の公開草案

今回暫定決定された再公開草案の変更内容と当初の公開草案との比較については次頁の表1のとおりである。

### (3) EQCRのケーリングオフ期間の判定におけるPIEの上場、非上場の区分

当初の公開草案では、PIEについては上場か非上場かは区別していなかったが、再公開草案では区別することを提案していた。ところが、再公開草案に寄せられた次のようなコメントを考量した結果、結局、当初案に戻り区別しないことにした。

- ・ EQCRの役割等を考慮すると、区別する意義がない。
- ・ EQCRの選任が求められるのは、国際品質管理基準第1号(ISQC1)又

は各国の法規制に従って各会計事務所等が決めており、全ての会計監査に適用する場合が多い。

- ・ 非上場PIEには、非上場だが規模の大きい金融機関を含める国が多い。
- ・ 上場か非上場かによってPIEの取扱いを変えると、非常に複雑になる。

### (4) 関与期間の組合せとケーリングオフ期間の関係

寄せられたコメントの多くは、再公開草案の提案を支持したが、あまりにも複雑であるというコメントも多かった。そこで、「最後の3年間のうち、2年間の関与」という条件を削除することで暫定決定した。

### (5) 特定の国や地域の制度への配慮

この提案に対しては、EUにおける特別の制度への配慮も含めて、ほとんどのコメントが支持をした。そこで、少しの文章表現を修正(「最低10年間」を、「あらかじめ定められた期間」に修正及び共同監査を追加)した上で、再公開草案とほとんど同じ内容で暫定決定した。

### (6) 適用日

当初の公開草案では、新基準は2017年12月15日以降開始する事業年度の財務諸表監査から適用することが提案されていた。今回、タスクフォースは、これをさらに1年間延長するオプションも示したが、次回の会議で議論することにして、今回は暫定決定しなかった。

## 3 倫理規程の構成の見直し(Improving the Structure of the Code)

倫理規程の構成の見直しプロジェクトの目的は、IESBAの倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによって倫理規程の適用(adoption)、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法を検討することである。しかし、本

【表1】 今回暫定決定された再公開草案の変更内容と当初の公開草案との比較

当初の公開草案	再公開草案	今回暫定決定された再公開草案の変更内容
EQCRのクーリングオフ期間は、上場、非上場PIE共に2年のまま変更しない。	EQCRのクーリングオフ期間につき、 ① 上場PIE: 5年 ② 非上場PIE: 3年	EQCRのクーリングオフ期間につき、上場、非上場PIE共に3年
7年間のうち、1年でもEPとして関与した場合は、5年のクーリングオフ期間が適用される。	7年間のうち、EP又はEQCRとして次の期間に関与した場合(両者の組合せを含む。)は、5年又は3年のクーリングオフ期間が適用される: ① 4年以上、又は ② 最後の3年間のうち、2年間	① EPとKAPの両方で4年以上関与の場合: 5年のクーリングオフ ② EQCRとKAPの両方で4年以上関与の場合: 3年のクーリングオフ ③ EPとEQCRの両方で4年以上関与の場合において: ・ EPとしての関与が3年以上の場合: 5年のクーリングオフ ・ 上述以外の組合せでの関与の場合: 3年のクーリングオフ
特定の国や地域が独自のローテーション制度等を採用している場合、特別の配慮はしない。	特定の国や地域の独立基準設定主体や規制当局等が、次のような制度を採用している場合は、EP及びEQCRのクーリングオフ期間を3年に短縮することができる: ① 独立規制当局による検査制度、及び ② EP又はEQCRの関与期間が7年より短い、又は最低10年間の強制ファームローテーション制度や強制入札制度	特定の国や地域の規制当局等が、次のような制度を採用している場合は、EPのクーリングオフ期間を3年に短縮することができる: ① 独立規制当局による検査制度、及び ② EPの関与期間が7年より短い、又はあらかじめ定められた期間の強制ファームローテーション制度や強制入札制度あるいはあらかじめ定められた期間の共同監査

(注)・EP (Engagement Partner):業務執行社員(日本:筆頭業務執行社員に相当)

・KAP (Key Audit Partner):監査業務の主要な担当社員(日本:倫理規則上も同じ表現)

・EQCR (Engagement Quality Control Reviewer):審査担当社員

・PIE (Public Interest Entity):社会的影響度の高い事業体(日本:倫理規則上の「大会社等」)

プロジェクトの目的はあくまでもこのようなことに限定され、現行規程の内容を変更するものではないことに留意を要する。

2014年11月4日に、市場関係者にこのプロジェクトの内容と方針を説明してコメントを求めるためのコンサルテーション・ペーパー(CP)「IESBA倫理規程の構成の改善」が、公表された。

そして、それに寄せられたコメントを分析、検討した結果、公開草案を右記表2のように2回に分割して公表することになり、フェーズ1の公開草案が2015年12月21日に公表された(コメント締切日は、2016年4月18日)。本公開草案の概要については、本誌2016年6月号の本次会议報告を参照のこと。

### (1) 本公開草案(フェーズ1)に寄せられたコメント

本公開草案に対しては、IFAC加盟団

体(JICPAを含む。)及びその他の職業専門家団体29通、会計事務所等10通、規制当局等6通など合計で50通のコメント

【表2】

フェーズ1 公開草案	フェーズ2 公開草案
2015年12月21日公表	2016年9月のIESBA会議で承認の予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Preface(序文)</li> <li>・ Guide to the Code(倫理規程の手引き)</li> <li>・ Part A(倫理規程の序論及び基本原則)</li> <li>・ Part C(会計事務所等所属の職業会計士)</li> <li>・ C1(監査・レビュー業務の独立性)</li> <li>・ Glossary(用語集)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Part B(企業等所属の職業会計士)</li> <li>・ Part Cの内の、違法行為への対応</li> <li>・ C1の一部(長期的関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書)</li> <li>・ C2(その他の保証業務の独立性)</li> </ul>

(注) 上記のうち、Part Cは現行のPart Bから、Part Bは現行のPart Cから変更されるものである。

トが寄せられた。

## (2) コメントの分析と審議

- ① 寄せられたコメントの大勢は、このプロジェクトによって倫理規程の構成を見直す結果、原則ベースの明確化、要求事項(Requirement)と適用指針(Application Material)の区別、規定の意味の明確化、全般的な利便性の向上等が図られるとして、公開草案の内容を支持している。
- ② 5つの基本原則と独立性の関連性に関する規定を向上させるためのコメントがいくつもあり、これらを反映するような文章表現や規定の構成の修正の考え方が示された。ただ、今回は方向性を決めるための議論のみで、具体的な規定(Text)の修正案が示されなかったため、次回の会議において修正規定案に基づき再審議することになった。
- ③ 独立性に対する概念的アプローチの適用の明確化についても、いろいろなコメントがあり、上記②のような議論が行われ、同じように次回の会議において再審議することになった。
- ④ 公開草案では「倫理規程の手引き(Guide to the Code)」に含められた「例外的状況」(倫理規程に準拠することが不相応又は公益に反する結果になったり、ある基本原則を遵守することが他の基本原則に反することになってしまう状況)の規定は、その内容の重要性から、規程本体に移すべきであるとのコメントがいくつか寄せられた。議論の結果、やはり、規程本体のPart A「倫理規程の序論及び基本原則」に戻ることが暫定決定された。この議論の中で、このような規定は、倫理規程からの離脱(Overriding)を認めるものではないかという意見も出されたが、現行規程はそのようなことを意味していないし、今回のプロジェクトでもその

ように変えるべきではないとの意見が大勢であった。

- ⑤ 公開草案は、現在の倫理規程のタイトルを「International Code of Ethics Standards for Professional Accountants」に変えることを提案していたが、寄せられたコメントを踏まえて、メインタイトルを「International Code of Ethics for Professional Accountants」として、「Including International Independence Standards」というサブタイトルを付けるように変更することがタスクフォースから提案された。サブタイトルの付け方(ハイフンで繋ぐ、カッコ書きにする等)が議論されたが、基本的にはタスクフォースの提案が承認された。
- ⑥ 現在、倫理規程全体がPart A、B、Cと分類されているのを、次のように各セクションの名前で分類する方法に変更することが提案された。
  - ・ Fundamental Principles and Conceptual Framework (Section 100 to 199)
  - ・ Professional Accountants in Business-General (Section 200 to 299)
  - ・ Professional Accountants in Public Practice-General (Section 300 to 399)
  - ・ International Independence Standards (Section 400 to 999)
 タスクフォースは、このように変更することにより、基本原則と概念フレームワークが強調され、現行のPart BとCの順番を入れ替える(公開草案の提案)ことによる混乱を避け、国際独立基準の存在をアピールできる等の効果があると主張した。審議の結果、おおむねこのように変更することで暫定決

定された。

- ⑦ 要求事項のパラグラフにはRを付け、適用指針のパラグラフにはAを付けることに対しては、要求事項のパラグラフは太字体(Bold font)にすべき等のコメントが寄せられたが、審議の結果、公開草案のままとすることが暫定決定された。
- ⑧ 用語集(Glossary)が倫理規程の最後の位置になっていることに対して、これは規程の一番前に移すべきであるとのコメントがいくつか寄せられたが、審議の結果、変更しないことが暫定決定された。

## (3) フェーズ2の検討

今回は、前頁表2のフェーズ2の中の、C1の一部(利用と配布の制限が付された報告書：構成見直し後セクション800)及びC2(その他の保証業務の独立性：構成見直し後セクション900)について検討を行った。タスクフォースから、これらの新しいセクションと現行セクションの比較表が提示されて審議したが、いくつかの字句や表現の変更が行われただけで、おおむねタスクフォースの提案が承認された。

## (4) 今後の予定

フェーズ2の残りの部分について、次回以降、審議していくことになった。なお、このプロジェクトとの連携が重要な他のプロジェクト(長期的関与、違法行為への対応、Part C及びセーフガード)とは、それぞれの進捗状況に合わせて注意深くタイアップしていくことが確認された。これらのプロジェクトの進捗状況次第であるが、現在のところ、2016年12月の会議においてフェーズ2の公開草案を承認する予定である。

## 4 倫理規程におけるセーフガードの見直し(Review of Safeguards in the Code)

これは、倫理規程のうち、監査関与先に対する非保証業務の提供(セクション290の中の「Provision of Non-assurance Services to an Audit Client」)に関連するセーフガードの適切性及び効率性のレビューを行うというプロジェクトである。ただ、セクション100(Part Aの総則及び基本原則の遵守)と200(Part Bの総則)がセーフガードに関しての基本的な考え方を定めているため、フェーズ1としてまずこれらを先に検討、改訂して、その後で、フェーズ2として非保証業務(Non-assurance Services: NAS)に関するセーフガードを扱うことになった。

まず、2015年12月21日にフェーズ1の公開草案が公表された(コメント締切日は、2016年3月21日)。フェーズ1の公開草案の概要については、本誌2016年6月号の本会議報告を参照のこと。

### (1) フェーズ1の公開草案に寄せられたコメント

本公開草案に対しては、IFAC加盟団体(JICPAを含む。)及びその他の職業専門家団体30通、会計事務所等10通、規制当局等7通など合計で53通のコメントが寄せられた。

### (2) コメントの分析と審議

- ① 過半数のコメントは、倫理規程におけるセーフガードを明確化し、向上させるというこのプロジェクトの全般的な目的に対しては強い支持を表明した。
- ② 公開草案は、第三者テストの説明を、「事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者のコンセプトは、仮想の者(Hypothetical person)による評価を伴うテストである」として

いるのに対して、いろいろな観点からのコメント寄せられた。そこで、タスクフォースは「事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者テストとは、十分な能力、知識及び経験を有する公正な人(Objective person)が、職業会計士の判断の適切性を評価し、同じ結論になるかどうかを検討することである」と変更することを提案した。議論した結果、とりあえずは、おおむねこの修正文にすることで暫定決定された。

- ③ 公開草案は、「セーフガードとは、阻害要因を除去又は許容可能な水準に軽減するのに効果的な対処行動(action)である」との定義を提案したのに対して、過半数のコメントが賛成したので、この定義を維持することになった。
- ④ 公開草案は、会計士団体、法規則、監査事務所、雇用企業等によって設けられた特定の条件、方針及び手続等(例：教育、研修及び経験習得等のためのプログラム、CPE)は、もはやセーフガードとはみなさずに、これらは、阻害要因のレベルを評価する時の要素として考慮されることになると提案した。これに対しては、いろいろな意見が寄せられたが、セーフガードとはみなさないという提案は維持することにして、文章表現を修正してコメント対応することになった。

### (3) フェーズ2：非保証業務(NAS)セクションの検討

- ① 重要性の判定について  
現行倫理規程の非保証業務セクションには、「阻害要因の重要性(Significance)」という表現が3か所に使われている。しかし、阻害要因の程度を表す言葉として「重要性」は相応しくないため、「レベル(Level)又は水準」という言葉を使うことになった。なお、NASを提供する監査関与先の財務諸表の重要性(Materiality)に関

しては、倫理規程の中に国際監査基準(International Standards on Auditing: ISA)320「監査の計画及び実施における重要性」を参照する適用指針を新たに入れることになった。

- ② 評価業務、内部監査及び情報システムに関する業務のセーフガードの例に、「業務をレビューする外部の専門家を会計事務所等が採用すること」を追加することになった。

### (4) 今後の予定

現在のところ、2016年9月の会議において、フェーズ2の公開草案を承認する予定である。

## 5 倫理規程のPart C(企業等所属の職業会計士に関する規程)の見直し(Changes to Part C of the Code)

2012年2月に設定された倫理規程Part Cの見直しプロジェクトでは、以下の領域を優先的に検討することとされている。

- 経済取引について、忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する企業等所属の職業会計士(Professional Accountants in Business: PAIB)の責任
- PAIBが、非倫理的行為又は違法行為に関わることの上司からのプレッシャー
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

これまでの議論を受けて、フェーズを2つに分け、フェーズ1を、セクション300(導入)、同310(潜在的な相反)、同320(情報の作成及び報告)、同330(十分な専門知識を備えた行動)及び同340(金銭的利益)とする。なお、セクション320のうち、他者からのプレッシャーへの対処については、新しいセクション370(基本原

則への違反のプレッシャー)を設けることとした。また、フェーズ2をセクション350(勧誘)とした。

上記のうち、フェーズ1については、2014年11月24日に公開草案「IESBA倫理規程Part Cの改訂案」が公表され、それに寄せられたコメントを審議した結果、2015年12月の会議で出席ボードメンバー全員の賛成により最終基準としての内容が確定した。しかし、これからフェーズ2の検討が行われ、それと合わせて新しい構成に組み直すまでは正式の改訂基準としては有効にならない。そこで、とりあえず確定した内容が、情報提供という目的でClose-off textという形で2015年12月にIESBAのウェブサイトにおいて公表された。

今回の会議では、前回の会議で議論したフェーズ1の論点のフォローアップと、フェーズ2に関する検討が下記のように行われた。

### (1) 現行Part C を現行Part B にも適用する規定の検討

現行のPart Bパラグラフ100.3と100.12には、「Part Cは企業等所属の職業会計士に適用するが、特定の状況においてはPart Bが適用される会計事務所等所属の職業会計士にも当てはまる場合がある」という規定がある。これは、会計事務所等に雇用されている立場の職業会計士も、雇用関係という面では企業等所属の職業会計士の立場でもあり、現行Part Cが適用になることを意味していると解釈されている。しかし、会計事務所等所属の職業会計士がこの規定を具体的にどのように適用すべきなのか不明瞭、かつ、強制なのかオプションなのか不明確等の問題が指摘されている。そこで、この規定の意味を明確にするための説明文章を倫理規程Part A、B、Cのそれぞれに入れることになった。

### (2) 勧誘 (Inducements)

現行Part Cのセクション350は、勧誘の受入れ及び申出について規定しているが、これをどのように見直すべきかが議論された。

① 現行の倫理規程は、賄賂及び贈収賄(Bribery and corruption)をセクション350の範囲に含めていないが、昨今の世界各国の社会情勢におけるこれらの問題発生頻度と、それに対する意識の高まりやパブリック・インタレストという観点から、タスクフォースはこれらをセクション350に含めるべきであると提案した。違法行為との区別をするべきか否か等の議論がなされたが、大勢は含めるべきであるという意見であった。

② 現在は、「勧誘」となっているタイトルは分かりにくいので、「贈答及び接待(Gifts and hospitality)」と変更することが提案された。この提案については、いろいろの意見が出されたが、範囲が狭くなりすぎることや、前述の賄賂及び贈収賄も入れることになると、タイトルはいずれにしろ再考しなければならなくなる。そこで、まずこのセクションがカバーすべき範囲を決めて、タイトルはそれに応じて最後に決めることになった。

③ このセクションを見直すに際して、各国や地域における慣習や文化の違いを反映するべきかどうか議論された。筆者は、贈答及び接待を含むこのテーマは、国や地域の慣習や文化によって大きく異なるのだから、当然配慮すべきだと主張したが、他のほとんどのボードメンバーは筆者を白い目で見ている。このような類の発言をするといつもこうだ。しかし、おかしいのは、例えば、EUのいうことは地域特性として配慮する(前述の2「(5) 特定の国や地域の制度への配慮」参照)のに、日本やアジアのことについては軽視(無視?)する傾向がある。

### (3) 今後の予定

今回の会議で、賄賂及び贈収賄も含めることでセクション350の範囲が広まることになったので、フェーズ2の進行にはより時間を要することになった。タスクフォースとしては、なんとかして2016年の12月の会議でフェーズ2を完了したいとのことである。

## 6 違法行為への対応 (Responding to Non-Compliance with Laws and Regulations: NOCLAR) の最終基準化

### (1) 今までの経緯

職業会計士が業務遂行時に感知した関与先(会計事務所等所属の会計士の場合)や雇用主企業(企業等所属の会計士の場合)の違法行為(疑義を含む)に、どのように対応するべきかについて規定するこのNOCLARプロジェクトは、2012年にいったん、公開草案を公表した。しかし、守秘義務に優先して外部への公表等を義務付けた公開草案にはほとんどの市場関係者が反対のコメントを寄せた。そこで、IESBAは、それらのコメントの分析と対応方針をまとめたFeedback Statementについて、世界中の市場関係者から広く意見を聴取して再公開草案を起草する方針を固める目的で、2014年にラウンド・テーブルを香港、ブリュッセル及びワシントンで開催した。

それらに加えて、幅広い市場関係者へのコンサルテーション等の結果を踏まえて変更されたプロジェクト・フレームワークを開発し、それに基づいて作成された新しい規程案(セクション225: 会計事務所等所属の職業会計士、セクション360: 企業等所属の職業会計士)が審議されてきた。これらの審議を通して新しい規程案を作り、それを再公開草案として2015年

5月6日に公表した。再公開草案の概要については、本誌2015年7月号の本会議報告を参照のこと。このコメント締切は、2015年9月4日であったので、それ以降の会議においては寄せられたコメントの分析及び検討並びに関連する団体等へのアウトリーチ等が行われた。

## (2) 内容の最終確認

再公開草案に寄せられたコメントの大勢は、再公開草案の内容に賛成した。2016年3月の会議においてさらなるコメントの分析及び審議をした結果でも、本誌2016年6月号の本会議報告に述べた主な点を除いては、再公開草案の内容は、基本的には大きく変えないことで最終確認された。

## (3) 最終決定

国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) も、IESBA の違法行為への対応プロジェクトと平仄を合わせるようにISA250の見直しを行っている関係もあって、上述の内容の最終確認についてIAASBと合意した。それを受けて、2016年4月にIESBAは電話によるボード会議を開いて最終基準として決定した。

## (4) 最終基準の構成、適用日及び公表予定

現在、IESBAのメインプロジェクトの1つとして、倫理規程の構成の見直しプロジェクト(前記3参照)が進められているので、この違法行為への対応基準も新しい構成によって最終基準化することになる。しかし、この違法行為への対応プロジェクトはスタートしてからもう約5年も経っていること、及びこの基準を一刻も早く適用すべきであるとの社会的要請が高いことを考慮して、とりあえず、現行の構成によって基準化をして適用を開始した上で、その後改めて新しい構成による最終基準化を図るという2段階アプローチを取る

ことを決定した。

適用日は次のように決定された。

- ・ 2017年7月15日から適用(監査人についても事業年度で区切らない。)

なお、現行の構成による基準は、PIOBによる承認プロセスを経た上で、2016年7月14日に公表された。

## (5) 周知及び適用に向けた支援

NOCLAR基準の内容は、解釈が難しく複雑な上に、全ての分野における職業会計士に適用され、実務対応が難しい基準である。したがって、今回の会議において、新基準の周知徹底を図り、実務における適用面を支援するための各種ツール(解説文書、Q&A、フローチャート等)を作成するためのNOCLAR Implementation Advisory Groupを立ち上げることが承認された。

## 7 職業的懐疑心 (Professional Skepticism)

昨今の監査監督機関の各種レポート、各国・地域における監査関連機関及び各種学会における活動・報告において、職業会計士の職業的懐疑心をより高め、実務における適用を強化する必要があるとの指摘が多くなされている。

このような背景の下で、現在、IFACの3つの基準設定主体、IESBA、IAASB及び国際会計教育基準審議会 (International Accounting Education Standards Board: IAESB) が共同で進めている職業的懐疑心のプロジェクトについての報告と、論点の審議が行われた。

論点の1つは、職業的懐疑心というコンセプトは、監査及びレビューに限定して適用されるべきものか、あるいは、それ以外の非保証業務や企業等所属の職業会計士も含めた幅広い職業会計士の業務全般を対象にするべきかである。会議

における意見の大勢は後者を支持するものであった。

もう1つの論点は、3つの基準設定主体に共通の職業的懐疑心の定義を定めるべきか、又は別々に定めるべきかということであった。これに関しては、まず、3つの基準に共通の定義 (Generic definition) を定めるが、3つの基準はそれぞれの具体的な状況や手続に合うように個別の定義 (Specific definition) や説明を定めるのが実務的であるという意見が大勢であった。

## 8 監査監督機関国際フォーラムの報告

IESBAと密接な関係を有する監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR) の Vice Chair、Mr. Brian Huntから、IFIARの活動に関する下記のような項目について詳しい報告があり、IESBAボードメンバーと意見交換が行われた。

- ・ IFIAR Governance Structure
- ・ 2016 Key Work Streams
- ・ 2015 Inspections Survey
- ・ Discussion with IESBA

この中で、2017年4月には東京に Permanent Secretariat Office が設置されることが報告された。

## 9 次回の会議予定

次回は、2016年9月26日から30日までの間、ニューヨークで開催される予定である。

\*必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード J 0 1 0 1 1 3

 研修コード 1 0 0 1

履修単位 1 単位